

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 8 月 8 日現在

機関番号：32621

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26285010

研究課題名(和文) 日中両国における西欧立憲主義の継受主体にみる受容の態様

研究課題名(英文) Reception of Western constitutionalism in China and Japan

研究代表者

高見 勝利 (TAKAMI, Katsutoshi)

上智大学・法学研究科・教授

研究者番号：70108421

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,400,000円

研究成果の概要(和文)：西欧の立憲主義は、西欧から日本・中国へと伝えられたが、とりわけ戦前には日本から中国へという伝播のルートが存在した。日本の美濃部達吉の著作は現在でも中国でよく読まれている。そこで、この研究プロジェクトは、日本と中国において、西欧の立憲主義がいかに継受されたか、そこにいかなる変容が加えられたかに注目して、研究を進めてきた。参加者はそれぞれのテーマで分析を行ったが、日本側の研究者は概ね戦前の日本を当時の日本の文脈に即して捉えようとするのに対して、中国の研究者は、普遍的な立憲主義の原則を日本の文献から学び取るようとする傾向にあった。

研究成果の概要(英文)：Western constitutionalisms were brought into Japan and China around 1900, but sometimes from Japan to China. Even today, Tatsukichi MINOBE, Japanese great publicist before the World War II, is widely read in China. How did Japanese and Chinese constitutionalists conceive of constitutionalism before the War? Why did they do so? Each of us selected one concrete topic and gave lectures in two seminars (Darliang and Sapporo) before finishing one article.

研究分野：憲法

キーワード：憲法 立憲主義 中国 憲法史 国際交流

## 1. 研究開始当初の背景

アジアにおける立憲主義の継受は、日本が明治憲法を制定するに当たり、イギリス型やフランス型を横目で見ながら、ドイツ型立憲主義を受容したところから始まる。中国でも直接に西欧から立憲主義を受容することも行われたが、同時に、日本から間接的に学ぶことも行われた。つまり、三角形の関係に立っているのである。

法の継受においては、母法の内容が、継受側の事情によって、意図的に、または、無意識のうちに変容させられることがある。つまり、西洋の立憲主義はまず日本人の目を通して変容が生じた可能性があり、かつ、それを中国人が学ぶ過程で彼の地の事情に応じて変容が生じる可能性がある。つまり、変容が二段階において生じたことが、この三角形の受容の特徴である。

そのため、この研究の出発点は、日中両国での立憲主義の受容・変容の姿を具体的に明らかにするところにあった。

## 2. 研究の目的

具体的には、戦前日本を1つの共通のテーマとしつつ、西欧から立憲主義を構成する要素を学ぼうとした両国の法学者、日本を介して学び取ろうとした中国の留学生など「主体」に注目して、その者の見方、時代や社会による拘束に応じて、立憲主義の内容がいかに変容したのかを明らかにすることを目的とした。

## 3. 研究の方法

日本と中国の憲法研究者が、以上の大まかな共通の関心を共有しつつ、それぞれ具体的な人(美濃部達吉、一木喜徳郎、穂積八束など)、具体的な事項(違憲審査、法曹養成など)へと切り口を具体化させて、準備を行い、毎年夏休みを利用して、準備会、研究会、公開シンポジウムを重ねた。

個々の研究については、もちろん個別の研究者が方法を考えて取り組んだが、大まかにいえば、日本側研究者のなかには、普段明治憲法期の文献を読むことは多くない者もあり、文献を丁寧に読むように心がけた。中国側は、日本側に文献の所在について照会をかけることが少なくなく、研究会などの機会に、当該文献の成立過程、他の文献の所在について情報交換を行った。また、国立国会図書館や各大学図書館のご協力を得て、貴重資料を閲覧する機会を得たことは、とりわけ中国側研究者との意見交換において、貴重なことであった。

## 4. 研究成果

大きなシンポジウムとしては、2014年8月に上智大学でまず準備会として問題意識を披露する場所を持ち、次いで、より本格的には2015年8月に中国の大連海事大学で2016年8月に北海道大学で、研究集会を行った。最終的には、北海道大学法学部紀要の「北大法学論集」にその成果を発表する予定である(すでに掲載確定となったもののみ5に記した)。

研究会は、一木喜徳郎、美濃部達吉、穂積八束、金森徳次郎などについて、日本側・中国側が関心をぶつけあう機会となった。具体的な報告・論文の内容は、今後上記紀要に公開されていく個々の論文に当たっていただくほかないが、全体を通じて明らかになったこととしては、戦前日本の、とりわけ美濃部に見られるような一般国法学の精神、つまり、立憲国家の普遍的な原則を学び取ろうという精神が、中国で存在しており、また、現実政治との対抗関係において必要とされていることである。これに対して、現代日本の研究者の憲法史研究は、過去の日本と決別を目指すのではなく、もちろん過去に戻ろうとするのではなく、過去の学説の、美点も欠点もその時代の社会によって拘束されたものとして描き直そうとするものであった。それはもちろん、日本で日本憲法史研究が進み、美濃部を礼賛して穂積や上杉慎吉を叩くという類いの議論では不十分になってきたからでもある。

ただ、中国側研究者は、中国独自の立憲主義があると標榜する政府との間で緊張関係に立って、日本の古典をその攻撃防御の道具として使おうとしており、そうした中国側から見ると、日本側の報告は、戦前日本社会に固有の細かなことにこだわりすぎているように見えたり、あるいは、隔靴搔痒に見えたりすることもあったのではないかと推測される。

この違いはどちらが正しいという問題ではなく、それぞれの国の研究者が置かれた状況の違い、それに伴う、日本憲法史に対する期待の違いによるのかもしれないと感じられた。

いずれにせよ、日中の研究者交流は安定的に行われ、上記の北大法学論集には、中国側からも多数の論文が寄稿されることになっている。このように中国側の姿勢は終始、協力的であるとともに、中国でのシンポジウムは、彼の地の大学が、予算的にも国家の支援の面でも、現在の日本と比べてはるかに恵まれた環境になりつつあることを示しており、学問的な環境・文化の違いを肌で感じる機会になった。

## 5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計9件)

高見勝利, 「立憲政体・人権・違憲審査  
金森徳次郎『帝国憲法要綱』摘記」, 北大  
法学論集, 査読なし, 68巻3号, 2017年

小島慎司, 「技術の精神」, 北大法学論集,  
査読なし, 68巻3号(予定), 2017年

韓大元(松井直之訳), 「「マグナ・カルタ」  
と中国憲法学の伝統」, 北大法学論集, 査読  
なし, 68巻3号(予定), 2017年

林来梵(松井直之訳), 自由・権利概念の  
近代中国への移植, 北大法学論集, 査読なし,  
68巻3号(予定), 2017年

王貴松(松井直之訳・協力), 中国におけ  
る法律による行政の原理の継受と変容, 北大  
法学論集, 査読なし, 68巻3号(予定), 2017  
年

西村裕一, 「天皇機関説事件」, 論究ジュリ  
スト, 査読無, 17号, 2016年, 11-17頁

松井直之, 台湾における戒厳令の解除と出  
版法の廃止 女性団体の関わり方に着目  
して, 『中国のメディア・表象とジェンダー』,  
研文出版, 査読有, 2016年, 190-221頁

高見勝利「解説」, 金森徳次郎著作集  
, 慈学社, 査読なし, 2014年, 513-527頁

高見勝利「解説」, 金森徳次郎著作集  
, 慈学社, 査読なし, 2014年, 526-546頁

〔学会発表〕(計1件)

松井直之, 「明治大正期の日本と清末民初  
期の中国における「立憲主義」の受容と変容  
有賀長雄に着目して」, 日中歴史研究者意見  
交換会, 2016年3月3日, 財団法人日本国際  
問題研究所(東京・千代田区)

〔図書〕(計2件)

高見勝利, 『憲法改正とは何だろうか』, 岩  
波書店, 2017年2月, 228頁

岡田信弘ほか編(西村裕一・穴戸常寿・小  
島慎司), 『高見勝利先生古希記念 憲法の基  
底と憲法論』, 信山社, 2015年, 1176(217-236  
259-282, 413-438)頁

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:

発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

〔その他〕  
ホームページ等  
なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高見 勝利(TAKAMI, Katsutoshi)  
上智大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 70108421

(2) 研究分担者

曾我部 真裕(SOGABE, Masahiro)  
京都大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 80362549

穴戸 常寿(SHISHIDO, George)  
東京大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 20292815

西村 裕一(NISHIMURA, Yuichi)  
北海道大学・法学研究科・准教授  
研究者番号: 60376390

松井 直之(MATSUI, Naoyuki)  
愛知大学・法務研究科・准教授  
研究者番号: 60468858

小島 慎司(KOJIMA, Shinji)  
東京大学・法学研究科・准教授  
研究者番号: 00468597

(3) 連携研究者

毛利 透(MORI, Toru)  
京都大学・法学研究科・教授  
研究者番号: 60219962

(4) 研究協力者

高橋 和之(TAKAHASHI, Kazuyuki)  
韓大元(HAN, Dayuan)  
林来梵(LIN, Laifan)

牟憲魁 (MOU, Xiankui)  
王貴松 (WANG, Guisong)  
洪英 (HONG, Ying)